**高齢者の所得税、市民税・県民税の障害者控除について**

高齢者においては、所得税法や地方税法の規定により、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方でも、基準日（12月31日）時点において要介護の認定を受けており要件に該当する方は、市で交付する「障害者控除対象者認定書」を税申告の際に添付することで、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※この認定書は、所得税や住民税の障害者控除にのみ使用できるものであり、障がい者としてのサービスを受けられるものではありません。

**「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができる方（対象者）**

　日南市に住民票がある65歳以上の方で、身体障害者に準ずる者等として認められる方です。

介護保険の認定を受けていて、障害者控除の適用を受ける年の基準日（12月31日）の要介護認定状況等が下表のいずれかに該当する場合は、身体障害者に準ずる者等に該当します。

※控除を受けようとする年の基準日（12月31日）以前に死亡した場合は、死亡した日を基準とします。

また認定を受けていない方については、職員が訪問調査をして、身体障害者に準ずる者等であるかどうか判定します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 障　害　区　分 | 介護保険の認定を受けている方の判定基準 | |  |
| 障害者控除対　象　者 | 身体障害者  （３～６級に準ずる） | 介護保険認定調査の  障害高齢者の日常生活自立度 | A |
| 知的障害者  （軽度・中度に準ずる） | 介護保険認定調査の  認知症高齢者の日常生活自立度 | Ⅱ |
| 特別障害者  控除対象者 | 身体障害者  （１、２級に準ずる） | 介護保険認定調査の  障害高齢者の日常生活自立度 | B、C |  |
| 知的障害者  （重度に準ずる） | 介護保険認定調査の  認知症高齢者の日常生活自立度 | Ⅲ、Ⅳ、M |

※ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の提示により障害者控除の適用を受けることができます。障害者控除認定書と身体障害者手帳等の区分が異なる場合にはいずれか有利な方をお使いいただけます。

　　例）身体障害者手帳3～6級（障害者控除対象）の方が、介護認定の程度により特別障害者控除対象になる場合があります。

※　控除額、申告等については、税務署もしくは税務課へお問い合わせください。

**障害者控除対象者認定書の一斉送付**

満65歳以上の方で基準日（12月31日）時点において介護認定を受けており、要件に該当する方には、1月中旬頃に「障害者控除対象者認定書」を一斉送付します。

　要介護認定の更新・区分変更・新規申請中で基準日時点の介護度が確定していない人は、認定結

果が分かり次第の送付になります。

＊控除を受けようとする年の基準日（12月31日）以前に死亡している方は、障害者控除対象者認定書が一斉送付されませんので、申請が必要です。

　＊本人や扶養者が所得税・住民税の申告をしない場合は、この認定書を使用することはありません。（破棄していただいてかまいません。）

**年末調整で交付を希望する人**

　年末調整に利用するため、「障害者控除対象者認定書」の交付を希望される場合は、申請書をご記入いただき、申請日時点の暫定の状況で発行します。暫定の認定書は、基準日（12月31日）時点と異なる可能性もありますので、1月中旬に送付される「障害者控除対象者認定書」を再度ご確認のうえ、区分が異なる場合は、訂正の申告をしていただく必要がありますので、ご了承ください。

　＊申請から発行まで閉庁日を除いて3～4日ほどお時間をいただきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

**申請に必要なもの**

・障害者控除対象者認定書交付申請書

（申請書は下記窓口に用意してあります。ホームページからもダウンロードできます。）

・申請者の身分証明書（郵送申請の場合はコピーを同封してください。）

|  |
| --- |
| **問合先：日南市健康福祉部長寿課　介護保険係　　🕿　３１－１１６０**  **北郷町地域振興センター　住民係　　　　🕿　５５－２１１３**  **南郷町地域振興センター　住民係　　　　🕿　６４－１１１３** |